

第百六十九回国会

参議院財政金融委員会、国土交通委員会連合審査会会議録第一号

平成二十年四月二十三日(水曜日)

午後零時十分開会

出席者は左のとおり。

財政金融委員会

委員長

理事

峰崎 直樹君

大久保 勉君

辻 泰弘君

円 より子君

愛知 治郎君

田村耕太郎君

委員

尾立 源幸君

大塚 耕平君

川合 孝典君

川崎 稔君

富岡由紀夫君

平田 健二君

水戸 将史君

森田 高君

横峯 良郎君

小泉 昭男君

椎名 一保君

田中 直紀君

中山 恭子君

森 まさこ君

荒木 清寛君

白浜 一良君

大門実紀史君

国土交通委員会

委員長

理事

吉田 博美君

長浜 博行君

谷川 秀善君

委員

鶴保 庸介君

鰐淵 洋子君

池口 修次君

川上 義博君

田名部匡省君

羽田雄一郎君

平山 幸司君

広田 一君

藤本 祐司君

山下八洲夫君

佐藤 信秋君

伊達 忠一君

長谷川大紋君

藤井 孝男君

山本 順三君

脇 雅史君

西田 実仁君

淵上 貞雄君

冬柴 鐵三君

平井たくや君

山本 順三君

大嶋 健一君

伊原江太郎君

副大臣

大臣政務官

国土交通大臣政務官

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

本日の会議に付した案件
○道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔財政金融委員長峰崎直樹君委員長席に着く〕

○委員長(峰崎直樹君) これより財政金融委員会、国土交通委員会連合審査会を開会いたします。

連合理事会の協議によりまして、本日は、私、財政金融委員長が連合審査会の会議を主宰いたします。

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。冬柴国土交通大臣。

○国土大臣(冬柴鐵三君) ただいま議題となりました道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

我が国の国際競争力の強化、地域の活性化、安全・安心の確保、環境の保全と豊かな生活環境の創造といった政策課題に対応するため、真に必要な道路の整備を計画的に進めることは、今後とも我が国にとって重要な政策課題であり、このために必要な財源を、納税者の理解を得ながら、引き続き確保することが必要であります。また、地方財政が厳しい中においても、地域間格差への対応や生活者重視の視点から、地域の自主性にも配慮しつつ、地域の道路整備を着実に促進することが必要であるほか、地域の活性化、物流の効率化等の政策課題に対応する観点から、既存高速道路ネットワークの有効利用と機能強化を図ることが必要であります。

この法律案は、このような状況を踏まえて提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、道路整備費の財源等の特例に関する法

律について、法律の題名を道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に改めることとしております。

第二に、揮発油税等の収入額の予算額を毎年度道路整備費に充てる措置の適用期間を平成二十年度以降十年間延長するとともに、揮発油税等の収入額の予算額が各年度において道路整備費を上回る場合には、必ずしも当該年度の道路整備費に充てる必要はないものとしております。

第三に、地方道路整備臨時交付金制度について、都道府県等が行う一般国道の整備事業を交付の対象とした上で、当該制度の適用期間を平成二十年度以降十年間延長することとしております。

第四に、道路整備事業の地方の負担の軽減を図るため、道路整備事業の地方負担分について無利子の資金を貸し付ける地方道路整備臨時貸付金制度を平成二十年度以降五年間の措置として創設することとしております。

第五に、高速道路の利用者等の利便を増進し、その負担の軽減を図るため、国土交通大臣が同意する計画に従い、高速道路株式会社による高速道路料金の引下げとスマートインターチェンジ等の整備を目的として、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務を政府が承継することとしております。

その他、これらに関連いたしましたし、特別会計に関する法律の改正等所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(峰崎直樹君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

平成二十年四月三十日印刷

平成二十年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A